社労 think NEWS（併設 社労士家村事務所）

－２０２５年　夏号－

～事務所宣言～　私たちは男女がともに安心して子育てをし、仕事に打ち込める社会を目指します

〒101-0022
東京都千代田区神田練塀町７３ プロミエ秋葉原７０１
TEL 03-3256-4864　FAX 03-3256-4865
E-mail k@iemura.jp URL https://sr-wakariyasuku.com/

職場の熱中症対策の強化

近年、熱中症による死亡災害が増えていることから、労働安全衛生規則が改正され、今年の６月１日以降、職場の熱中症対策が企業に義務付けられました。

対象となるのは、①暑さ指数（WBGT 基準値）28 度以上又は気温 31 度以上の環境下で、②連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施予定の作業です。

これまで、熱中症の初期症状の放置や対応の遅れによって死亡事故が発生してきたため、現場で重篤化させないための適切な対策の実施が急務となっていました。

そこで、熱中症のおそれがある作業者を見つけた場合に、それを報告するための「体制整備」、熱中症のおそれがある人の体を冷やして医療機関に搬送する等の重篤化を防ぐための「手順作成」、連絡体制や対応手順について「関係者への周知」が義務付けられました。対策を怠った場合は、6 か月以下の拘禁刑、または 50 万円以下の罰金が科される可能性があります。

詳細については、下記をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf

マイナ保険証を持たない人に「資格確認書」発送

協会けんぽの加入者で、今年４月 30 日時点でマイナンバーカードを保険証として登録していない人（マイナ保険証を持っていない人）に対して、7 月から 10 月頃までに順次「資格確認書」という黄色のカードが自宅に郵送される予定です。

対象者がいる事業所には、事前に「対象者一覧表」が送られてくる予定です。

令和７年度　被扶養者資格再確認

協会けんぽでは例年 10 月頃に「被扶養者状況リスト」等で、被扶養者資格の再確認を実施していますが、今年は実施方法がこれまでと大きく変わります。

1. 確認対象者→これまでと異なり、扶養を外れる可能性が高い被扶養者に絞って、再確認作業が実施されます。
2. 添付書類の提出→「一時的な収入変動」についての事業主証明を除き、添付書類は不要となります。
3. リストの形式→複写式でなくなるので、控えが必要な場合には、会社でコピーを取る必要があります。
4. 届出の方法→日本年金機構への電子申請が原則となります。

上記のように、かなりの変更がありますが、扶養を外れる可能性が低い被扶養者に関しては対応の必要がなくなりますし、該当者がいない事業所には、リストそのものが送られてこなくなります。

講師を務めています

今年も職員の柏本が３か月間の公共職業訓練の総務・経理実務科で社会保険実務と給与計算の講師を務めています。講義の内容は、労働・社会保険の実務に関する知識や給与・賞与計算の実務です。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話 03-3256-4864 までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

暑中お見舞い申し上げます

弊所は8月13日(水)～18日(月)夏季休業とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。